

いじめ問題総合対策計画（福津市立上西郷小学校「学校いじめ防止基本方針」）

令和5年4月

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下の6つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りに努める。
- 一人一人の児童が、相手の話をよく聴き、学びあえる授業づくりに努める。（授業改善）
- 体験をとおして、一人一人の児童が自他を理解し関わり合う集団づくりに努める。（群ぐり）
- 学校・家庭・地域が共働し、体験活動をとおして児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。（自己有用感）
- いじめ早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめ防止等の基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、上西郷小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活をおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

【いじめ防止対策推進法第13条】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

3 いじめ防止対策のための校内組織の設置

（1）校内組織

① 「仲間づくり部」

生徒指導の全体計画、年間指導計画の作成、生徒指導に関する研修の企画運営等の生徒指導について主導する。

② 「いじめ・不登校防止対策委員会」（兼：児童支援委員会）

月1回課題を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通行動について話し合う。いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭または教務主任、生徒指導担当者、児童支援、養護教諭、当該担任によるいじめ・不登校防止対策委員会を設置する。

（2）家庭や地域、関係機関と連携した組織（定例ケース会議および緊急の問題が発生した場合）

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急にいじめ問題対策委員会を開催する。

参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、主幹教諭または教務主任、養護教諭、生徒指導担当者、児童支援担当者、PTA会長、学校運営協議会会長、教育委員会担当課長（指導主事）、福津市こども課職員、主任児童委員、スクールサポーター（宗像警察署生活安全課）、SC、SSW、学童保育指導員

4 校内委員会を中心とした年間計画

(1) 未然防止のための取組

① 集団づくりに関すること

- ☐ 異年齢での関わりが促進されるよう以下の取組を行う。
 - ・縦割り清掃 ・縦割り集会と交流給食
 - ・運動会などの学校行事を活用した異学年での学び合い

＜集団づくり年間計画＞

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全校	歓迎遠足（4月）、運動会（5月）、（敬老給食（9月））、 ふれあいまつり（10月）、スポーツ集会（12月） 縦割り清掃（通年）										
4・5年					宿泊学習						
6年						修学旅行					

② 教員研修に関すること

- ☐ 一般研修で「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を活用した職員研修を行う。
- ☐ 生徒指導・児童支援推進計画を作成し、事象が起きたときの校内マニュアルについて職員への周知を図る。
- ☐ 月1回の「安心・自信・自由のアンケート」活用について周知を図る。
- ☐ 福岡東中ブロック小中連携推進委員会や人権・同和教育実践交流会において取組の交流を行う。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主題研修（月2回） 一般研修（人権教育（4月）・生徒指導（1学期前半）・特別支援教育（1学期中）・気になる児童の情報共有（7・8月）・個別の支援計画・指導計画の見直し（7月・12月・3月） 東中ブロック交流会（8月・11月）・福岡東中ブロック小中連携協議会（通年）										

(2) 早期発見のための取組

① 早期発見のための情報共有、記名アンケートの実施と対応

- ☐ 「安心・自信・自由のアンケート」を活用した月1回の児童支援推進委員会の実施と職員会議での報告を行う。
- ☐ 毎月月末金曜の朝活の時間に全校一斉に「安心・自信・自由のアンケート」（原則記名、6月、10月、2月は無記名）を実施する。（欠席者は次の日以降に）
- ☐ 実施後は速やかに学級担任・児童支援担当が全員分を読む。
- ☐ 気になる記述があった場合は、学級担任が校長又は教頭（不在時は主幹教諭または教務主任）に報告し、指導を仰ぐ。
- ☐ 年2回のQ-Uアンケート（5月・12月）の実施と、分析・対応を適切に実施するための職員研修を実施し、結果を有効に活用する。
- ☐ 教育相談のアンケートを行い、教育相談週間（月間）を設定した。その結果をもとに、年間3回以上実施する。（5月・10月・1月）

② 心の相談箱の設置と対応

- ☐ 相談ポストを管理職・生徒指導担当が開ける。但し、出張等で不在の場合は、教務が開ける。
- ☐ 相談内容が掲載されていた場合は、生徒指導担当が教頭に報告するとともにいじめ防止対策委員会で検討し処理を行う。

③ 複数の立場から把握するための対応

□ 管理職、主幹教諭または教務主任による教室訪問の1つの視点として子ども同士の人間関係の把握に努める。

□ 毎月1回の職員・児童による挨拶運動を実施し、気になる児童の発見に努める。

④ 保護者とともに行うアンケートを6月・2月に実施する。

⑤ 各教科、道徳科、特別活動等における指導内容や学校行事等との関連を図り、適切な実施時期に配慮した計画をすること。

＜いじめの早期発見のための取組計画＞

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校	いじめ・不登校防止対策委員会（毎月定例開催）										
児童	安心・自信・自由のアンケート（毎月月末金曜実施） Q-U アンケート（5月、12月） 教育相談週間（5月、10月、1月）										
	アンケート	教育相談	無記名 アンケート	アンケート	アンケート	教育相談	無記名 アンケート	アンケート	教育相談	無記名 アンケート	振り返り アンケート
保護者		アンケート							アンケート		

5 いじめの重大事態の対処

いじめ問題が発覚したときには、校長以下いじめ防止対策委員会で対応を検討し、管理職を含め関係職員でチームを編成し、各自の役割を明確にして対応にあたる。

事案	児童の立場	児童への対応	保護者への対応
保護者から相談があった場合	いじめられた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取り調査を行う。 （休み時間等に別室で周囲に知られないように） ○いじめがあったという認識のもと、いじめの理由や背景を探る。	○担任と管理職が放課後家庭訪問をして事実関係を保護者に伝える。そして、学校としての方針を伝える。
	いじめた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取り調査を行う。 （休み時間等に別室で周囲に知られないように）	○担任が放課後に電話や家庭訪問で事実関係を伝える。そして、学校としての方針を伝える。また、当該児童の保護者への謝罪等を要請する。
いじめられた児童から直接相談があった場合	いじめられた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取りを行う。（休み時間等に別室で周囲に知られないように） ○いじめがあったという認識のもと、いじめの理由や背景を探る。	○担任と管理職が放課後家庭訪問をして事実関係を保護者に伝える。そして、学校としての方針を伝える。
	いじめた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取りを行う。（休み時間等に別室で周囲に知られないように）	○担任が放課後に電話や家庭訪問で事実関係を伝える。そして、学校としての方針を伝える。また、当該児童の保護者への謝罪等を要請する。
いじめられた児童の友だちから相談があった場合	いじめられた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取りを行う。（休み時間等に別室で周囲に知られないように） ○いじめがあったという認識のもと、いじめの理由や背景を探る。	○担任と管理職が放課後家庭訪問をして事実関係を保護者に伝える。そして、学校としての方針を伝える。

		○相談した児童がわからないように配慮する。	
	いじめた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取りを行う。(休み時間等に別室で周囲に知られないように)	○担任が放課後に電話や家庭訪問で事実関係を伝える。そして、学校としての方針を伝える。また、当該児童の保護者への謝罪等を要請する。
教師が発見した場合	いじめられた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取りを行う。(休み時間等に別室で周囲に知られないように) ○いじめがあったという認識のもと、いじめの理由や背景を探る。	○担任と管理職が放課後家庭訪問をして事実関係を保護者に伝える。そして、学校としての方針を伝える。
	いじめた側	○担任及び児童支援が児童から聞き取りを行う。(休み時間等に別室で周囲に知られないように)	○担任が放課後に電話や家庭訪問で事実関係を伝える。そして、学校としての方針を伝える。また、当該児童の保護者への謝罪等を要請する。

・ 教育委員会や関係機関等との連携

- ① いじめ問題が起きたときには教育委員会との連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- ② 学校や家庭に、なかなか話すことができないような状況であれば、「子どもホットライン 24」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を促す。

・ 学校評価の実施

- ① いじめ問題の取組に関する評価は学校いじめ防止基本方針に位置づけられたPDCAサイクルに基づいて実施する。
- ② 評価にあたっては、国の「学校評価ガイドライン」を参考に評価項目を設定し、アンケート等による評価を行う。
- ③ いじめに関する教員評価については、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、適切な対応、組織的な取組等について評価する。そして、その結果を全職員で共有し、以降の取組に活かすようにする。

◇ 組織

